

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団ホームページ バナー広告掲載申込書

※バナー画像はお客様に作成していただきます

申込日： 年 月 日

事業所名			
氏名	代表者	ご担当者	
所在地住所 連絡先	〒		
	TEL	FAX	
	携帯電話	E-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、この事業のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

次にチェックの上、下記にご記入ください。 ※要綱第3条各号(裏面参照)には該当しません

掲載希望期間	年 月 日～ ヵ月間																		
掲載希望位置	<p>※ご希望する番号に○を付けてください</p> <p>1 財団トップページ</p> <p>2 ()文化センター または 総合区民センタートップページ</p> <p>3 ティアラこうとうトップページ</p> <p>4 深川江戸資料館トップページ</p> <p>5 芭蕉記念館トップページ</p> <p>6 中川船番所資料館トップページ</p>																		
サイズ等	<p>上記1及び3～6は、ページ下部…左右234ピクセル×天地60ピクセル</p> <p>上記2は、ページ右部……………左右210ピクセル×天地66ピクセル</p> <p>※1～6とも、容量は20KBまでのGIF(アニメーションGIFも可)、JPEG、PING形式の画像ファイル</p>																		
広告の内容	※デザイン案を添付してください(別途データファイルでも結構です)																		
リンクするURL																			
掲載料金等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1枠目</td> <td style="width: 15%;">@12,000円</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 15%;">ヵ月=</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>追加分</td> <td>@10,000円</td> <td>×</td> <td>ヵ月=</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置等</td> <td>@ 3,000円</td> <td>×</td> <td>ヵ月=</td> <td>円</td> <td style="text-align: right;">計 円</td> </tr> </table>	1枠目	@12,000円	×	ヵ月=	円		追加分	@10,000円	×	ヵ月=	円		設置等	@ 3,000円	×	ヵ月=	円	計 円
1枠目	@12,000円	×	ヵ月=	円															
追加分	@10,000円	×	ヵ月=	円															
設置等	@ 3,000円	×	ヵ月=	円	計 円														

お申し込み お問い合わせ	<p style="text-align: center;">江東区文化コミュニティ財団ホームページ広告担当(江東区文化センター内)</p> <p style="text-align: center;">〒135-0016 江東区東陽4-11-3 TEL.03-3644-8119 / FAX.03-3646-8369</p> <p style="text-align: center;">Email culnavi-koto@kcf.or.jp</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

受付日(/) 受付者() 台帳 OA

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団ホームページ広告掲載取扱要領(抜粋)

(掲載広告の範囲)

第2条 掲載できる広告は、区民の利益となると認められるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体等の公共性及びその品位を損なうもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝等に関わるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他理事長が妥当でないと認めるもの。

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団広告掲載に関する料金基準(抜粋)

別表2(第2条関係)

掲載等位置	規格		料金
公益財団法人江東区 文化コミュニティ財団	画面下部 左右234ピクセル×天地66ピクセル	容量20KBまでの GIF形式 JPEG形式 PNG形式 の画像ファイル	1枠 12,000円/月
各文化センター	画面右部 左右210ピクセル×天地60ピクセル		以降追加分1枠
総合区民センター			
ティアラこうとう	画面下部 左右234ピクセル×天地66ピクセル		10,000円/月
深川江戸資料館			
中川船番所資料館			
(広告紙等設置) 上記該当館	本基準に定める広告の掲載期間に限り、A4サイズ・50枚以内 ※設置場所は該当館との協議による		3,000円/月